

75歳以上のみなさんへ

(65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方を含む。)

令和4年
8月から

保険証が新しくなります

令和4年度は、保険証が7月と9月に送付されます。

8月1日からの保険証
(水色)

10月1日からの保険証
(だいだい色)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 9月30日
交付年月日	令和 4年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	前橋市大渡町一丁目10番地7
被保険者氏名	氏 男
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 0 0 0 0 0 群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番地7 印 電話番号 (027) 256-7171

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 5年 7月31日
交付年月日	令和 4年 10月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	前橋市大渡町一丁目10番地7
被保険者氏名	氏 男
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 0 0 0 0 0 群馬県後期高齢者医療広域連合 前橋市大渡町一丁目10番地7 印 電話番号 (027) 256-7171

- ① 医療機関等を受診するときは**保険証**を提示してください。
- ② 医療機関等での**一部負担金の割合は1割または3割**です。
なお、令和4年10月1日に、3割に該当している方を除いた一定以上所得がある方の自己負担割合「**2割**」が追加されます。

「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」はお持ちですか？

- 1割負担で住民税非課税の方、または3割負担で所得状況が一定以下の方は申請により交付を受けることができます。
- ※ 各種認定証を医療機関等の窓口で提示した場合、支払いが適用区分に応じた自己負担限度額までとなります。
- ※ 住民税非課税世帯の方は、認定証を医療機関の窓口で提示した場合、入院時の食事代が減額されます。

《お問い合わせ》

お住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口まで

または、群馬県後期高齢者医療広域連合

電話番号

027-256-7171